

職業紹介に関する覚書

_____（以下「甲」という）とアール・ティー・エス合同会社（以下「乙」という）は乙の提供した人材情報に基づき甲が人材の雇い入れを決定したこと（以下「本件」という）に関して以下の通り合意したので、覚書（以下「本覚書」という）を締結する。

1. 特定技能生紹介に関する手数料は、以下に消費税相当分を加えて算出した次の金額とする。

(1) 国内からの招聘の場合

紹介手数料	金	円	
消費税	金	円（10%）	
合計	金	円	・・・①

(2) 国外からの招聘の場合

紹介手数料	金	円	
消費税	金	円（非課税）	
合計	金	円	・・・②

2. 甲は、乙の請求に基づき、就業開始月の請求時に請求する前項①又は②の金額を下記銀行口座への振り込む方法により支払う。振込手数料は乙の負担とする。

振込先銀行 ： 百五銀行
支店名 ： 津駅前支店
口座番号 ： 普通 9 3 0 4 1 7
口座名義 ： アール・ティー・エス合同会社

3. 甲の雇い入れ後、就業開始日より起算して6カ月以内に紹介人材が自己都合により退社した場合は、乙は甲に対し次の基準により紹介手数料の一部を返還するものとする。

(1) 入社後1週間未満の場合	第1項①又は②の金額の80%
(2) 入社後1カ月未満の場合	第1項①又は②の金額の50%
(3) 入社後2カ月未満の場合	第1項①又は②の金額の30%
(4) 入社後3カ月以上4カ月未満の場合	第1項①又は②の金額の20%
(5) 入社後5カ月以上6カ月未満の場合	第1項①又は②の金額の10%

但し、甲の都合により退社した場合又は人材の死亡その他不測の事態によって雇用契約が終了した場合は、紹介手数料の返還は行わないものとする。

本覚書締結の証として、本書正本2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲

乙